

有害鳥獣防除対策補助金案内

令和7年4月1日更新

秩父市役所鳥獣対策課

【概要】

秩父市有害鳥獣防除対策補助金交付要綱に基づき、農地に電気柵・防護柵を設置した農家等に対して、資材の購入費の一部に対する補助を実施します。

【補助額】

補助額は、次の(1)・(2)の合計額となります。

(1) 次の①・②のうち、いずれか低い額（千円未満切捨て）

- ① 機械購入費（電気柵の機械本体とその附属物の税抜き金額）の2分の1
- ② 上限額 2万円

(2) 次の③～⑤のうち、いずれか低い額（千円未満切捨て）

- ③ 材料購入費（その他材料の税抜き金額）の2分の1
- ④ 設置距離 × 1mあたり500円で計算した額
- ⑤ 上限額 8万円 ※ 機械購入費が無い場合、上限額10万円

【申請の流れ】

(1) 事前に、鳥獣対策課又は各総合支所地域振興課にご相談ください。

※ 出没鳥獣に対して、効果が見込める柵の設置が必要となります。

必ず事前にご相談ください。

(2) 設置完了後、交付申請書に、以下の書類を添付してご提出ください。

- ① 資材購入の明細が分かる書類と領収書（原本持参）
- ② 柵の見取り図（畑の場所、設置した位置が分かるように）
- ③ 柵の写真（全景、アップなど複数枚）

(3) 申請受付後、担当職員が現地確認に伺います。

【その他】

- ・ 設置が完了した年度内に申請してください。
- ・ 予算状況によっては、受付できない場合があります。
- ・ 申請は、一世帯あたり、年度ごとに1回のみとします。
- ・ 同一農地における再度申請は、3年経過した翌年度から可能とします。
- ・ 人件費、飲食代、除草剤、電圧計測器などは補助対象外です。
- ・ 設置後は、適切な維持管理をお願いします。